

9 廃棄物処理施設建設工事に係る建設コンサルタント等の発注・選定に係る留意事項

廃棄物処理施設建設工事における建設コンサルタント等の業務は、一般的に、これまで図6及び図7に示す範囲で行われてきている。第4章でも述べたとおり、これまで、建設コンサルタントの発注・選定は、廃棄物処理施設建設工事の計画・基本設計業務においては、指名競争入札により行われ、その後の業務については、受注者との随意契約により行われることが多いため、計画・基本設計段階での業務を必要以上に安値、低価格で入札するインセンティブが働く構造になっている。

このため、今後は、価格のみによる入札制度を改め、価格と技術の両面に優れた調達方法にすることが必要である。

図4 ごみ焼却施設建設に係る調査・計画の全体フロー

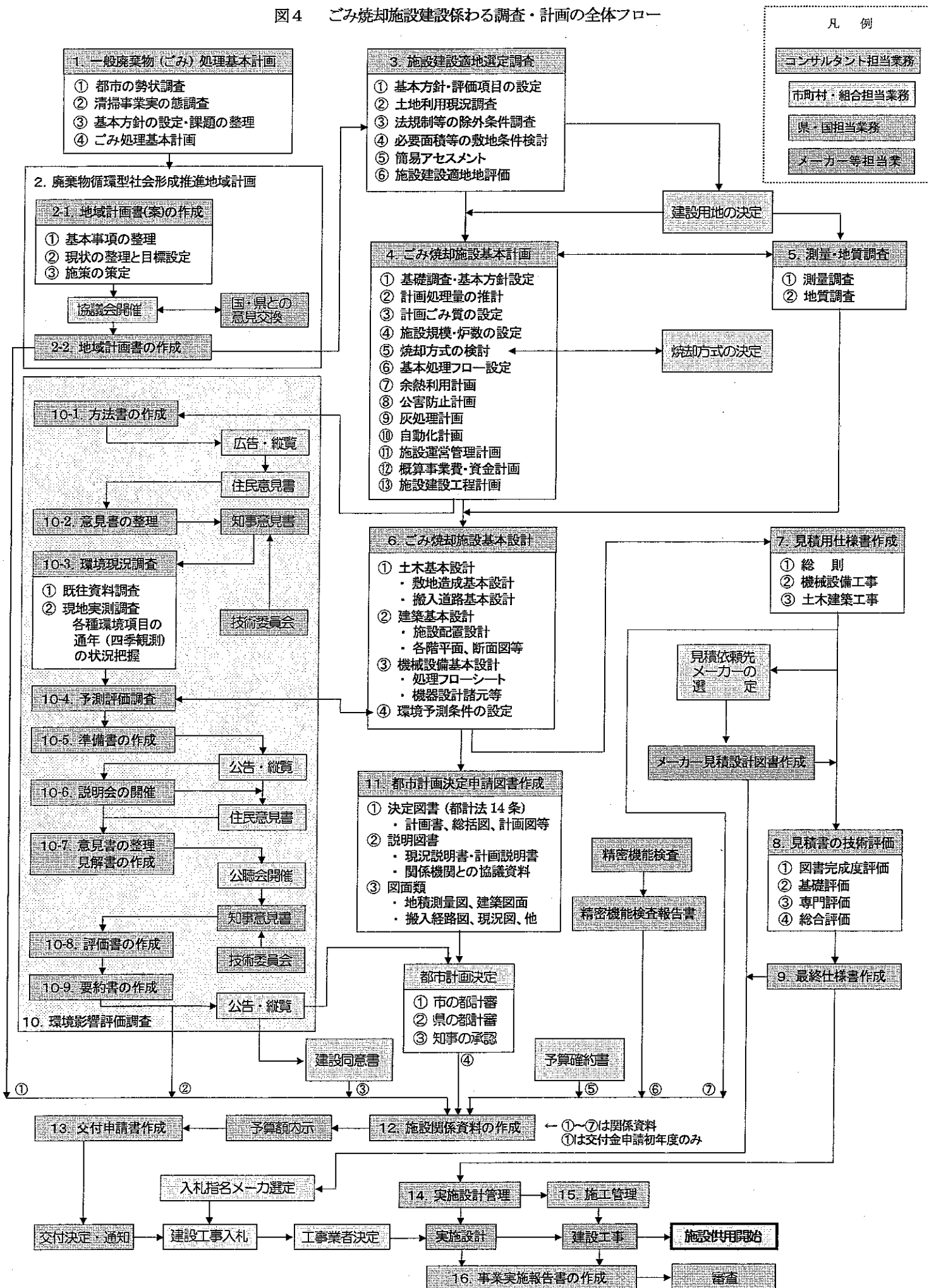
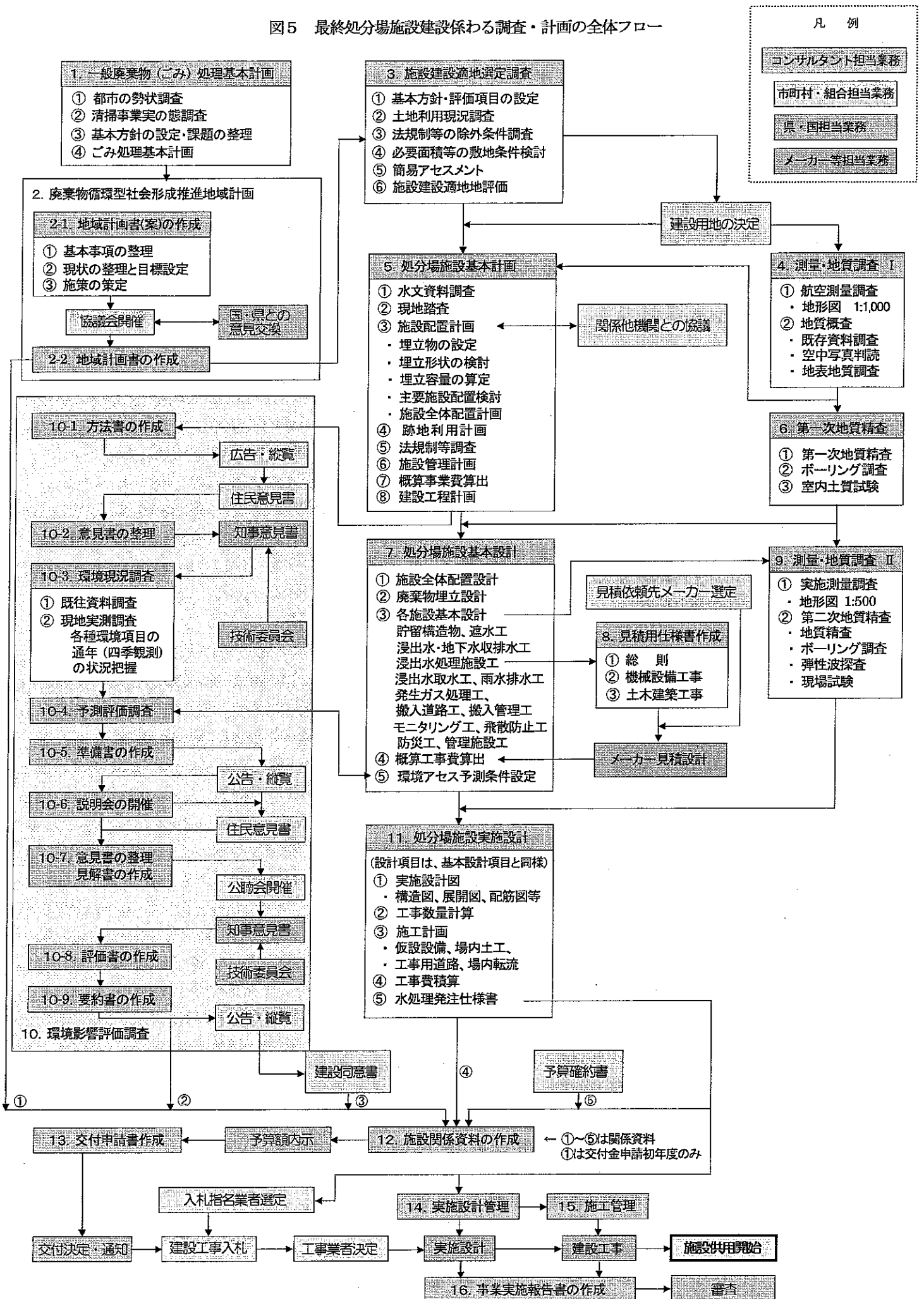


図5 最終処分場施設建設に係る調査・計画の全体フロー



(1) 公募型プロポーザル方式

品確法に定められているとおり、廃棄物処理施設建設工事のような公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすことから、技術力の評価に重きを置いてコンサルタントを選定する方式、すなわちプロポーザル方式による廃棄物処理施設建設工事に係る建設コンサルタントの選定を推奨する。

① プロポーザル方式とは

地方公共団体（発注者）が廃棄物処理施設建設工事のような特定プロジェクト（業務）の内容とその遂行において高度の技術または専門的技術が特に必要と判断した場合に、発注者が複数のコンサルタントに対しプロポーザル（主に技術提案書等）の提出・提案を求め、それらの中から各コンサルタントに技術的課題の解決方法や対応姿勢等を評価することにより、技術力の評価に重きを置いて委託するコンサルタントを選定する方式である。プロポーザル方式には、「総合評価型」と「技術評価型」の2つに分類できる。主な特徴は下表のとおりである。

【プロポーザル方式の種類と特徴】

	総合評価型	技術評価型
方式の概要	技術提案の内容及びコンサルタントの業務分野技術者の能力を、総合的に評価することにより特定する方式	コンサルタントの技術者能力に重点を置いて、評価することにより特定する方式
技術提案書に求める事項	業務に関する技術者の経験等を問うもの及び業務内容に関する技術提案を問うもの。	業務に関する技術者の経験等を問うもの及び業務内容に関する技術者の取組姿勢を確認するもの。
技術提案書（経験等を除く）	「特定テーマに対する技術提案書」 実施方針等のほか、具体的な取組方法の提示を求めるテーマに対して、「業務の実施方針、業務フロー、工程計画」に係る技術提案書を作成する。	「業務着眼点、実施方針など取組姿勢」 業務の取組姿勢（業務着眼点、実施方針等）について技術提案書を作成する。
ヒアリング	原則として実施する。	原則として実施する。
評価方法	技術者の資格、同種・類似業務実績、手持ち業務量と技術提案書の内容、ヒアリング結果を総合的に評価し、特定する。	技術者の資格、同種・類似業務実績、手持ち業務量と技術提案書に基づいたヒアリング結果を評価し、特定する。ただし、評価の着眼点は、専門技術力と専任制となる。

② プロポーザル方式を採用する際の留意点

- ・ プロポーザル方式における発注者の募集要項（仕様書）の主な項目は、趣旨・委託目的・策定方針・経過・委託内容・調査事業等であるが、発注者が求めたい業務範囲とそれに関連する情報を極力盛り込むことが必要。
- ・ 技術提案書のヒアリングは必ず実施するものとし、建設コンサルタント側の業務実施の担当者及び最終成果への責任者に対し、面接チェックを行い、コンサルタントの適正な選定評価を行うものとする。また、責任者の手持ち業務量を確認し、責任者が当該業務に責任を持って、業務遂行に当たることができるかを評価することも必要である。
- ・ プロポーザル方式を採用する目的は、価格競争とは異なり、予定価格内の金額でコンサルタントの様々な創意工夫をした技術提案を要求することであるため、見積重視の評価によりコンサルタントを選定することは避けるべきである。
- ・ 見積価格と技術提案を総合して評価する場合には、一般的に、全体評価のうち見積価格のしめるウエイトは低くなる。(10～20%以下に抑えることが行われている。)
- ・ 4(4)に記述したように、計画・基本設計業務と、発注支援業務及び廃棄物処理施設建設工事の契約後の施工監理業務は、契約ロットも考慮し、実績を踏まえ別のコンサルタントに委託することが適切である。
- ・ なお、建設コンサルタントのプロポーザル方式による委託契約の事務処理については、国土交通省において、各種通達が発出されているので、廃棄物処理施設建設工事においても、これら通達を参考とすることができる。

(2) 積算方法

廃棄物処理施設設計業務に係る標準歩掛はないが、「厚生労働省水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表」設計業務委託標準歩掛等、類似の標準歩掛を参考にし、予定価格を作成することが可能である。不当な低入札を防止するため、発注者支援の業務内容を明確化し、適正な対価が報酬として支払われるように、業務の具体的事項と業務量を明確にし、積算単価を設定し、予定価格を設定することが必要である。

(3) 技術者の配置

建設コンサルタントの技術力の確保を担保するため、案件ごとに専任の技術者（技術士の資格を有し、案件について責任を有する技術者等）を決定するなど、能力を超えた受注を防止し、技術者の適正な配置を行うことが必要である。

地方公共団体において、コンサルタント選定前には、専任の技術者の手持ち業務量を把握し、選定後には専任技術者の配置が確保されるようにすることが適切である。

(4) 発注支援業務の公正・中立性の確保

廃棄物処理施設建設工事に係る建設コンサルタントは計画・基本設計段階の業務、発注段階の発注者支援業務及び施工監理業務を行っているが、特定のプラントメーカーやゼネコンとの利害関係が無いこと等の中立性の確保が不可欠である。

このため、4(4)にあるとおり、計画・基本設計業務と発注者支援業務等を同一コンサルタントが受注することは避けるべきである。さらに、発注ロットの細分化が避けられるのであれば、発注者支援業務と施工監理業務を別々のコンサルタントに発注・契約することも検討すべきである。

また、ここでいう発注者支援業務とは、発注仕様書の作成、技術審査支援、発注事務支援などであるが、発注者支援の業務内容を明確化し、適正な対価が報酬として支払われるようにすることで、建設コンサルタント間の競争が促され、技術力の向上が期待される。さらに、将来的には、建設コンサルタントの責任分担を明確にしつつ、8(1)に提示したプロジェクト自体のマネジメントをするピュアCMを行えるような、発注者のアドバイザーになることを目指すべきものと考えられる。

10 廃棄物処理施設建設工事の契約事務処理上の留意事項

(1) 違約金特約条項

先般、国土交通省は「工事における違約金特約条項の強化について」（平成17年9月28日付国土交通事務次官通達）において、これまでの請負代金額の10%としていた違約金特約条項を、一部の悪質なケースについて、15%に引き上げた。この条項が適用される不正行為は、①当該契約に関し、受注業者が独占禁止法第3条または第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、これが確定した場合と、②当該契約に関し、刑法第96条の3または独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定した場合としており、これに加え、さらに悪質なケースについて、違約金を引き上げている。違約金特約条項の設定は、入札談合等の不正行為に対する抑止力となることから、発注者となる市町村においても、これを参考に積極的な導入・強化を図る必要がある。

【(参考) 違約金特約条項の契約例】

違約金に関する特約条項

第1条 発注者(以下「甲」という。)及び請負者(以下「乙」という。)が平成 年 月 日付けで締結した〔工事名〕の請負契約(以下「本契約」という。)に関し、乙(共同企業体にあつては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、請負代金額(本契約締結後、請負代金額の変更があつた場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。)の10分の1に相当する額を違約金(損害賠償額の予定)として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業

者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第48条の2第1項又は第54条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

二 本契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 本契約に関し、前項第2号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前項第2号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

二 乙が甲に〇〇市〇〇〇規則第〇〇条の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

第2条 乙が前条の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者住所

氏名 印

請負者住所

氏名 印

注) 請負者が共同企業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

(2) 総合評価における落札者の提示した性能等の履行の確保（再度の施工、契約額の減額、損害賠償）

施設竣工後において、契約内容どおりに施工されたかどうかを確認することは当然のことであるが、こと総合評価落札方式では、標準的な方法と異なる工事方法や技術を用いて工事の品質の向上を目指すものであるため、契約どおりに履行されたのかどうかの検証は非常に重要である。

契約に盛り込まれた性能等の成果がしっかりと達成されているかを検証を行うことはもちろん、総合評価落札方式による契約の中には、周辺住民等に対する工事途中の影響の低減といった内容が含まれる場合があるので、契約内容が履行されたかどうかの検証は、適切な時点、期間を設定して検証する必要がある。

また、万が一、契約内容がしっかりと履行されていなかった場合を想定し、契約時に内容と水準を明確に提示したペナルティ事項を（再度の施工、契約額の減額、損害賠償など）決めておかなければならない（下表参照）。そのため、検証の方法等について、受注業者等と疑義が生じないようにしておくことが重要である。

ただし、ペナルティ事項は、積極的な技術提案意欲が削がれるような過度の重責とならないように配慮することにも留意する必要がある。

【技術提案内容の不履行に対する評価内容の担保の考え方】

引 渡 前	引 渡 後
<ul style="list-style-type: none"> ・ 修補請求 ・ 修補不可能な場合は、契約金額の減額 または損害賠償の請求 ・ 工期遅延の場合には、履行遅滞に伴う 損害賠償の請求 ・ いずれの場合も工事成績評定の減点 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修補請求 ・ 修補が困難または合理的でない場合、 損害賠償の請求 ・ いずれの場合も工事成績評定の減点

(3) 低入札価格調査制度

「廃棄物処理施設整備費国庫補助事業の適正執行について」（平成15年10月27日付環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）において、原則として最低制限価格を設定せず、低入札価格調査制度を活用すべきことを各都道府県を通じて、各市町村に対し周知しているところである。低入札価格調査制度とは、非常に低価格での入札があった場合に、当該価格で契約内容の適正な履行が可能かどうか、または、公正な取引の秩序を乱すことがないかを市町村が調査する制度である。低入札価格調査制度を導入するに当たり、市町村は、事前に調査基準価格を設定し、その金額未満で入札が行われた場合に、落札者の決定を留保した上で、入札者に調査書類を提出させ、低入札に係る調査を行い、その結果、契約内容の適正な履行が可能と認められ、かつ公正な取引の秩序を乱すことがないと認められる場合には、当該入札者を落札者と決定し、認められない場合には、次順位者を落札者とする。

なお、契約内容の適正な履行がされないおそれがあると認められる基準について、国土交通省では、入札価格が、契約毎に3分の2から10分の8.5の範囲内で契約担当者の定める割合（※）（直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費×1/5）を予定価格に乗じて得た額に満たない場合としているので、参考とされたい。

（※） 予定価格を基準として、予定価格の積算のうち、現場管理費を1/5とした額で、かつ、予定価格全体の2/3 ～ 8.5/10の範囲内で要調査額を設定している。

11 廃棄物処理施設建設工事の契約後の留意事項

(1) 入札結果の情報公開

入札及び契約に関する透明性の確保は、公共工事の入札及び契約に関し不正行為の防止を図るとともに、国民に対してそれが適正に行われていることを明らかにする上で不可欠である。このため、入札及び契約に係る情報については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律において、国、特殊法人及び地方公共団体は、発注者の決定に至る行政内部の事務執行や判断過程を公表することが義務づけられているところである。併せて、これらの情報を公表することによって、情報の入手を目的として行われる不正行為を排除すること可能とが考えられる。

このため、当該公共工事の入札ごとに、①入札者の名称及び入札金額、②落札者の名称及び落札金額や③工事費内訳書などの個別工事ごとの入札及び契約に係る事項については、契約締結後遅滞なく、一年間公表するものとする。

なお、総合評価落札方式により入札を行った場合には、各入札者の名称及び入札金額、落札者の名称及び落札金額に加え、各入札者の価格評価点、技術評価点や入札者の評価値について公表するものとする。

(2) その他

地方公共団体においては、予定価格の事前公表については、法令上の制約がない。このため、例えば、価格以外の要素を含め評価する場合には、技術や提案内容による競争が促されると考えられることから、予定価格の事前公表については、その検証を行ったうえで、実施するものとする。

12 参考資料

第6章「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン」(平成17年9月)
「高度技術提案型総合評価方式の手続きについて」

公共工事における総合評価方式活用検討委員会(平成18年2月)

第7章「PFI方式による公共サービスの安全性確保に関する検討委員会(中間報告)」
仙台市(平成17年12月28日)

第8章「CM方式活用ガイドライン」国土交通省(平成14年2月6日)

第9章「工事契約実務要覧」新日本法規出版(株)

○プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続きについて

○公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続きについて